

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 6 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

介護老人保健施設等の医師が新型コロナ予防接種に協力する場合の取扱いについて
(周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院(以下「介護老人保健施設等」という。)における医師が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合の人員配置基準の取扱いについて、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課から別添のとおり各都道府県・指定都市・中核市介護保険担当主管部(局)宛て事務連絡が発出されておりますので、御連絡いたします。

事務連絡
令和3年5月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第21報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」を送付し、令和3年5月6日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における医師が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員配置基準の取扱いはどのようになるのか。

(答)

介護老人保健施設の医師が、自施設の入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。

なお、介護療養型医療施設及び介護医療院の医師についても同様の対応を行って差し支えないこと。